

## 新潟経営大学と大光銀行との包括連携に関する協定書

新潟経営大学（以下「甲」という。）と株式会社大光銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下、本協定）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の自主性を前提に、多様な分野において甲乙相互の協力を推進し、地域産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (1) 地域経済の活性化に関する事項
- (2) 観光等による地域活性化に関する事項
- (3) 地域経済の発展に関わる人材育成に関する事項
- (4) 企業の持続的発展のためのコンサルティングに関する事項
- (5) 企業の人材採用に関する事項
- (6) その他双方が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項の具体的な内容については、個別に協議の上、決定するものとする。

### （連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、本協定に係る活動を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、必要な協議を行うものとする。

2 前項の連携窓口は、甲にあっては地域活性化研究所とし、乙にあっては地域産業支援部とする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示を受け、又は知り得た技術及び営業上その他の一切の情報（文書・電磁的記録その他情報の形態を問わず、複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、漏洩し、又は第1条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示を受け、又は知り得た時点で公知となっていたもの
- (2) 開示を受け、又は知り得た時点で保有していたもの
- (3) 開示後、開示された者の責によることなく公知となったもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持契約を負うことなく開示を受けたもの
- (5) 開示された情報によることなく独自に入手又は開発したもの
- (6) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了又は第6条に定める協定の解除により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。ただし、甲が共同研究、受託研究等で別途企業等と定める場合はこの限りでない。

3 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

### （協定の解除）

第6条 甲及び乙は、相手方に対して、解除を予定する日の30日前までに書面による通知をなすことにより、本協定を解除することができる。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠実に協議の上、解決するものとする。

### （裁判管轄）

第8条 本協定に関連する一切の紛争については新潟地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年1月30日

甲

新潟県加茂市希望ヶ丘2909-2

新潟経営大学

学長 渡辺 保



乙

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社大光銀行

取締役頭取 古出 哲彦



## 反社会的勢力の排除に関する覚書

新潟経営大学（以下「甲」という）と株式会社大光銀行（以下「乙」という）とは、次のとおり覚書を締結する。なお本覚書は、本覚書の締結前に甲乙間で締結した全ての契約および本覚書の締結後に甲乙間で締結される全ての契約に共通して適用されるものとする。

第1条 甲および乙は、相互に、自己が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第2条 甲および乙は、自己の委託先または再委託先（再委託が数次にわたる場合は、その全ての先を含む。以下、総称して「委託先等」という。）が前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもこれらに該当する者を委託先等としないことを確約する。

第3条 甲および乙は、相互に、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

第4条 甲および乙は、相手方または相手方の委託先等が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、甲乙間で効力を有する全ての契約の全部または一部（以下、総称して「契約等」という）を解除することができる。

- ①相手方が第1条各号のいずれかに該当し、または第3条各号のいずれかに該当する行為を行っていると合理的に判断できる場合
  - ②相手方の委託先等が第1条各号のいずれかに該当し、または第3条各号のいずれかに該当する行為を行っていると合理的に判断できる場合
- 2 甲および乙は、前項の規定により契約等を解除した場合には、相手方に対し、名目の如何を問わず、一切の金銭支払い義務を負わない。

第5条 甲および乙は、相手方または相手方の委託先等が第1条各号のいずれかに該当し、または第3条各号のいずれかに該当する行為を行ったことにより損害を被った場合、第4条に基づく契約解除にかかわらず、当該損害の賠償を相手方に請求することができる。

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月30日

甲  
新潟県加茂市希望ヶ丘2909-2

新潟経営大学  
学長 渡辺 保



乙  
新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社大光銀行  
取締役頭取 古出 哲彦

